

2002 年 4 月作成

ご契約のしおり・約款

5年ごと利差配当付

特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険



 富士生命

目 次

この冊子には、ご契約にともなう
大切なことがらが記載されています。
必ずご一読ください。

お願いとお知らせ	1
主な保険用語のご説明	6

ご契約のしおり

ご契約のしおり	8
---------	---

約 款

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険普通保険約款	35
特定疾病保障定期保険普通保険約款	49
リビング・ニース特約	63
特別条件付保険特約	70
保険料口座振替特約	72
保険料口座振替特約（団体扱・集団扱用）	74
団体扱特約Ⅰ	75
団体扱特約Ⅱ	77
集団扱特約	78

保険会社からのお願い	巻末
店舗一覧	
説明事項ご確認のお願い	

この冊子には、ご契約についてぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめを説明した「約款」が記載されています。大切なご契約内容についてご理解いただきますようお願いいたします。

申込書は、ご自身で正確に記入してください。

- 申込書はご自身で記入し内容を充分お確かめのうえ、署名と捺印をしてください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、必ず当社所定の保険料等領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

保険契約の締結について

＜保険契約締結の「媒介」と「代理」について＞

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

＜生命保険募集人について＞

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行なうことができます。当社の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 など

それぞれのお手続きの内容について、くわしくは「ご契約のしおり」の「ご契約後について」の項をご覧ください。

尚、お客さまの担当者である当社生命保険募集人の身分・権限等に関するご確認を希望される場合には、下記照会先までご連絡願います。

＜照会先＞

お客さまサービスセンター TEL. 06-6261-0668

お問い合わせ時間：月～金（祝日を除く） 9：15～17：00

ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）

1. お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）はご契約の申込日または保険料等領収証（保険業法 第309条第1項第1号に定める書面です。）の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。ただし、6. の場合を除きます。
2. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じま

すので、郵便により支社または本社宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、領収証番号を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回等をする旨記載してください。

- 3.お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
- 4.当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- 5.お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 6.つぎの場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)のとき
 - ④法人をご契約者とする保険契約であるとき
- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、撤回等を申し出られた支社または本社宛ご連絡してください。
- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。

申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。

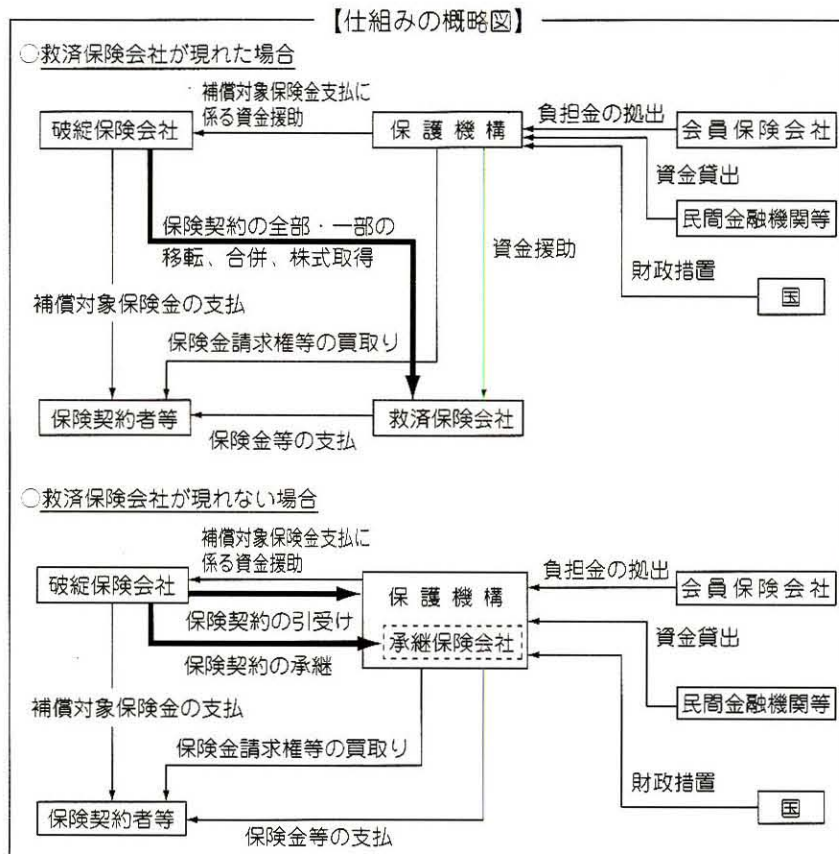
当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。従いまして、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が支援して、加入している保険契約を継続させることにより保険契約者等の保護を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、国内における元受保険契約

で、その補償限度は、責任準備金等（保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等）の90%とすることが、保険業法等で定められています。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率）の変更を行うとともに、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）を設ける可能性もあります。



（注）上記の「財政措置」は、平成15年（2003年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

●問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

新たな保険契約への乗換えについて

「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ」

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込の保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。

約 款

ご契約から消滅までの契約内容を記載したものです。

**主契約
と
特 約**

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約は主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

保険証券

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人をいいます。

被保険者

生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。

保険金受取人

ご契約者が指定した保険金を受け取る人をいいます。

保険金

被保険者の死亡・高度障害または特定疾病になられた場合に支払われるお金のことです。

保険料

ご契約者からお払込みいただくお金のことです。

**告知義務
と
告知義務違反**

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みや復活、復旧などをされるときに、現在の健康状態や職業・過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについてありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。その際に事実が告げられなかったときには、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

診 査

診査扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士（医師ではないが、生命保険協会が定める資格を有する者）の面接報告による方法もあります。

契約年齢	ご契約時の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
責任開始期	当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。
契約日	通常は保障開始の日（責任開始期）をいい、契約年齢・保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と責任開始期が異なる場合があります。
契約応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。
払込期月	保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じてむかえる契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。
保険年度	契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、……となります。
事業年度	当社業務の区切りおよび決算のために定めた期間で、毎年4月1日から翌年3月31日までの満1か年をいいます。
第1回保険料 充当金	申込時に払い込まれるお金のことで、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
契約者配当金	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合、責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、ご契約者にお支払いするものをいいます。
失 効	猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることです。
解約返戻金	ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要事項、諸手続、生命保険と税金のしくみなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約款とあわせてお読みいただきご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

ご契約のしおり 目次

保険の特長としくみについて

1. 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険 の特長としくみ 9
2. 特定疾病保障定期保険 の特長としくみ 10

ご契約にともなう大切なことから

保険金などの支払いについて

3. 保険金支払いと保険料払込免除 11
4. 特定疾病保障定期保険の自動更新について 14
5. 保険金をお支払いできない場合 15

ご契約に際して

6. 健康状態や職業などの告知義務 16
7. ご契約のお断りと特別条件 16
8. 告知が事実と相違する場合 17
9. 保険証券と告知書の確認 17
10. 保障の責任開始期 18
11. 頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法 18

ご契約後について

12. 保険料の払込方法について 20
13. 保険料の払込完了の取扱い 21
14. 払込猶予期間とご契約の効力 22
15. 効力を失ったご契約の復活 22
16. お払込みが困難なときの継続方法 23
17. 保険金など支払いの際の保険料清算 25
18. お金のご入用のときの貸付制度 27
19. ご契約の解約と解約返戻金 28
20. 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険の契約者配当金について 29
21. 保険契約者・死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更 30
22. 住所変更などの場合 31
23. 保険金の請求訴訟 31
24. 生命保険と税制上の特典 32

保険金などのご請求方法

- 33

元本欠損が生じる場合

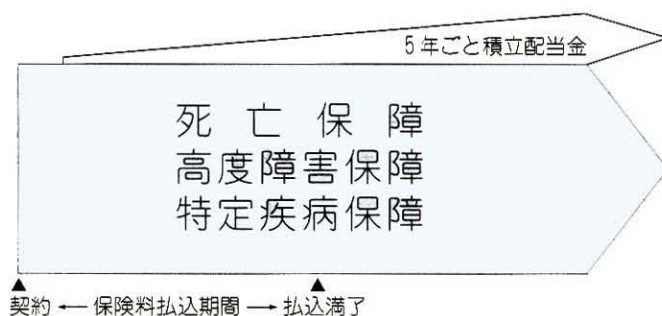
- 33

1

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の特長としくみ

- ◆この保険は、被保険者が死亡されたとき、高度障害状態または特定疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）になられたときに保険金が支払われる保険です。
- ◆一生涯にわたって、万一の場合のご家族の生活保障と特定疾病に対する保障を同時にご準備いただくことができます。
- ◆責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。
くわしくは、**20. 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約者配当金について** をご覧ください。
- ◆ご契約の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。（ただし、一時払部分にはこの制度の適用はありません。）
なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

[しくみ図]



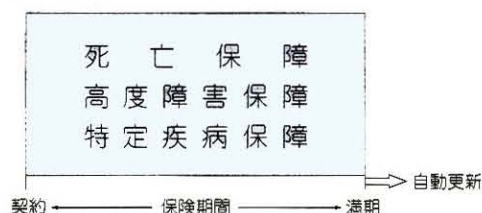
＜ご注意＞ 会社は、特定疾病保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険の保険料率を変更することがあります。

2

特定疾病保障定期保険の特長としくみ

- ◆この保険は、被保険者が保険期間中に死亡されたとき、高度障害状態または特定疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）になられたときに保険金が支払われる保険です。
 - ◆無配当で掛け捨ての保険ですので、割安な保険料で、万一の場合のご家族の生活保障と特定疾病に対する保障を同時に準備いただくことができます。
 - ◆保険期間満了後、健康状態にかかわらず、自動的に契約を更新することができます。
- くわしくは、**4.特定疾病保障定期保険の自動更新について**をご覧ください。

[しくみ図]



<ご注意> 会社は、特定疾病保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険の保険料率を変更することがあります。

3

保険金支払いと保険料払込免除

< 保険金の支払い >

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
①悪性新生物（がん） 被保険者が責任開始期以後、初めて悪性新生物（がん）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。）されたとき ②急性心筋梗塞 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（※）が継続したと医師によって診断されたとき ③脳卒中 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特定疾病保険金 （死亡保険金と同額）	被 保 険 者 〔ただし、保険契約者が法人で、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。〕
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 （死亡保険金と同額）	被 保 険 者 〔ただし、保険契約者が法人で、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。〕

（※）「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

（注）・「所定の高度障害状態」については、普通保険約款「別表4 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

・高度障害保険金または特定疾病保険金をお支払いしたときは、そのお支払事由が生じた時にさかのぼってご契約は消滅します。

・死亡保険金、特定疾病保険金および高度障害保険金は重複してお支払いはいたしません。

< ご注意 > 責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特定疾病保険金のお支払いはいたしません。また、責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患しても、特定疾病保険金のお支払いはいたしません。

－保険金などの支払いについて－

＜特定疾病について＞

◆特定疾病とはつぎのものをいいます。

悪性新生物 (がん)	・ 口腔および咽頭の悪性新生物（舌がん等） ・ 消化器および腹膜の悪性新生物（胃がん等） ・ 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物（肺がん等） ・ 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（乳がん等） ・ 泌尿生殖器の悪性新生物（子宮がん等） ・ その他および部位不明の悪性新生物（脳腫瘍等） ・ リンパ組織および造血組織の悪性新生物（白血病等） ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。
急性心筋梗塞	・ 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします。（狭心症等を除きます。）
脳卒中	・ 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳血栓、脳塞栓とします。

＜指定代理請求人制度について＞

◆特定疾病保険金の請求に際して、被保険者が特定疾病保険金をご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ、当社の定める範囲内で指定された指定代理請求人が特定疾病保険金を請求することができます（ただし、法人契約を除きます）。
この指定代理請求人制度について、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

指定代理請求人の制度は、特定疾病保険金の受取人である被保険者が、特定疾病保険金を請求できない「特別な事情」があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人に、被保険者の特別の代理人として特定疾病保険金を請求・受領していただき、その保険金を被保険者のために使用していただくことを目的とする制度です。

（注）法人がご契約者で、かつ死亡保険金受取人であるときは、特定疾病保険金の受取人はご契約者である法人となりますので指定代理請求人の制度のお取扱いはいたしません。

◆特定疾病保険金の受取人が特定疾病保険金を請求できない「特別な事情」について
●「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当すると当社が認めた場合をいいます。

- ・ 被保険者ご本人が、病名を知らされていないため（たとえば、がんの場合）、特定疾病保険金を請求できないとき
- ・ 被保険者が、心神喪失の常況にあるため、特定疾病保険金を請求できないとき

◆指定代理請求人からの特定疾病保険金のご請求

- 特定疾病保険金の受取人が特定疾病保険金を請求できない「特別な事情」があるときは、指定代理請求人は、特定疾病保険金の受取人の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。
- 指定代理請求人から特定疾病保険金をご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、指定代理請求人に事実の確認についてご協力いただきます。
- 指定代理請求人から特定疾病保険金をご請求いただいた場合、特定疾病保険金のお支払いに関する通知または契約解除の通知等、被保険者またはご契約者になすべき通知は、指定代理請求人に対して行ないます。これらの通知は、被保険者またはご契約者に対する通知と同じ効果を生じます。

[指定代理請求人の範囲]

- ◆指定代理請求人は、ご契約者が、被保険者の同意を得てつぎの要件を満たす者の中からあらかじめ指定した者で、かつご請求時にこの要件を満たしていることを要します。

- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一つにしている被保険者の戸籍上の配偶者。
- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一つにしている被保険者の3親等内の親族。

- (注) ・指定(変更)時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に満たしていないときは、その指定はなかったものとして取り扱います。
- ・特定疾病保険金の支払事由が生じた後からでは、指定代理請求人を新たに指定したり、変更することはできません。

◆指定代理請求人に特定疾病保険金をお支払いした後の注意事項

- 特定疾病保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複しての保険金はお支払いはいたしません。
- 指定代理請求人に特定疾病保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問合せがあった場合、当社はその特定疾病保険金の支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんので、ご承知おき願います。この場合、回答により万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。

<保険料払込免除>

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

(注)「所定の身体障害の状態」については、普通保険約款「別表5 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

4

特定疾病保障定期保険の自動更新について

- ◆ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新されます。
- ◆この保険の更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
- ◆この保険の更新後の保険金額は、更新前の保険金額と同一とします。
- ◆この保険の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、この保険の更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。
- ◆つぎの場合には自動更新のお取扱いをいたしません。
 - 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の年齢をこえるとき
 - 保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - 保険料払込期間が保険期間より短いとき
 - 保険金削減支払法または特別保険料領収法による特別条件付保険特約が付加されているご契約については、更新のお取扱いをいたしません。ただし、保険金削減支払法の場合で、保険金削減期間を経過しているときは、この限りではありません。

<ご注意>

- 保険料の一部一時払（頭金制度）をご利用いただいている保険契約が保険料払込免除となった場合、自動更新のお取扱いをする保険金額は、保険料の毎回払（年払、半年払、月払）部分の保険金額となります。
- ただし、一時払部分の保険金額に対する一時払保険料をお払込みいただくことにより、一時払保険部分も更新することができます。

5 保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金のお支払事由が生じても保険金のお支払いはいたしません。

＜免責事由に該当した場合＞

● 死亡保険金をお支払いできない場合

- ① ご契約の責任開始期（または復活日・復旧日）から起算して2年以内の被保険者の自殺によるとき
ただし、精神病などによる自殺については、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- ② ご契約者の故意によるとき
- ③ 死亡保険金の受取人の故意によるとき
ただし、その方が死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。
- ④ 戦争その他の変乱（※）によるとき

● 高度障害保険金をお支払いできない場合

- ① ご契約者または被保険者の故意によるとき
- ② 戦争その他の変乱（※）によるとき

＜ご注意＞（※）については、その該当被保険者の数の増加が、保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払いします。

特定疾病保険金の支払事由に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金をお支払いいたしません。

＜重大事由による解除の場合＞

つぎのような事由に該当し、ご契約を解除した場合、たとえ、保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が保険金（保険料払込免除を含みます）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致をしたとき
- ② 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があったとき
- ③ その他ご契約を継続することを期待しえない上記①②と同等の事由があるとき

＜告知義務違反による解除の場合＞

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、保険金のお支払事由が生じても保険金をお支払いすることはできません。

＜ご契約の失効の場合＞

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に保険金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合、保険金をお支払いすることはできません。

6

健康状態や職業などの告知義務

◆ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務（告知義務）があります。

- 生命保険は、大勢の人々が保険料を負担しあい、お互いに保障をしあう助け合いの制度です。したがって、かならずしも健康と申しあげられない方や、危険度の高い職業に従事している方などが無条件にご契約されますと公平性が保たれなくなります。
- そのために、ご契約に際しては**過去の病歴（病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業**などについて書面（告知書）でおたずねし、ご契約をお引受けできるか決めさせていただいています。

◆健康状態などについては、ありのままをお知らせください。

- 診査を行なうご契約の場合（診査扱）には当社指定の医師が被保険者の過去の病歴（病名、治療期間など）などについていろいろおたずねいたしますので、**その医師に口頭により告知してください**。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。
- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合には、被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。
- また診査を行わないご契約の場合（告知書扱）には、ご契約者または被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

＜ご注意＞ 当社指定の医師以外の当社の社員または当社で委託した者に口頭でお話しされただけでは、告知したことにはなりません。ご注意ください。

7

ご契約のお断りと特別条件

健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方は、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。

また、つぎのような条件をつけてお引受けする場合があります。

- 保険料の割増
- 死亡・高度障害保険金、特定疾病保険金の削減

8

告知が事実と相違する場合

- ◆ 診査扱、告知書扱等いずれの場合でも告知していただいた内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除されることがあります。
 - 告知していただく内容は、告知書に質問事項として記載されています。もしこれらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。また、ご契約の復活についても、同様にお取扱いします。
 - この取扱いは、責任開始期（または復活日・復旧日）から起算して2年以内であって、かつ当社がその事実を知ってから1か月以内に限りです。ただし、2年経過後でも責任開始期（または復活日・復旧日）から2年以内にすでに保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合には、ご契約が解除されることがあります。
- ◆ ご契約が解除された場合には、たとえお支払事由が発生していても、保険金をお支払いすることができません。

（例）胃潰瘍の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- ◆ ご契約が解除された場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。

＜お願い＞ ご契約のお申込み後、当社の社員または当社で委託した者が、申込内容や告知内容についてご確認に伺う場合があります。また保険金および保険料払込免除のご請求の際も同様に、ご確認に伺う場合があります。その節はよろしくお願いいたします。

9

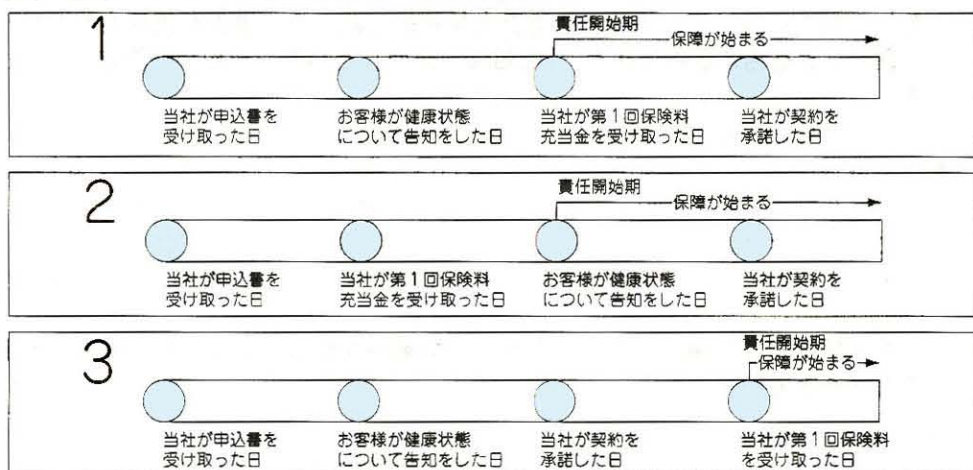
保険証券と告知書の確認

- ◆ ご契約をお引受けしますと、「保険証券」と「告知書（写し）」をご契約者にお送りします。
- ◆ お申込みの内容や告知された内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐに支社または本社までご連絡ください。

10 保障の責任開始期

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から保険契約上の保障が開始されます。

◆責任開始期を図示すると、つぎのとおりになります。



＜お願い＞ 第1回保険料に充当する金額をお支払いされたときは、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受取りください。

11 頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法

＜頭金制度（一部一時払）＞

ボーナス、預貯金、退職金などのお手持ちの余裕資金の活用で毎回の保険料がお安くなり、より大型の保険にご契約することができます。

主契約の保険金額の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただき、残りの保険金額に対応する保険料は毎回払（年払・半年払・月払）でお支払いいただく方法です。

- 一部一時払部分の保険料は、あらかじめ全保険期間分を1回で払い込むよう計算されています。したがって、保険料は毎回払（年払・半年払・月払）による合計額に比べ少額となります。ただし、一部一時払部分については、保険期間中にご契約が消滅（死亡、解約など）した場合でも、保険料の払戻しはありません。

なお、解約される場合、巻末の解約返戻金額例表に表示の解約返戻金が支払われますが、支払われる解約返戻金は、お払込保険料そのままではありません。場合によっては解約返戻金が全くないか、あってもごく少額となることもあります。

＜ご参考＞ なお、頭金制度（一部一時払）と類似する保険料の払込方法にはつぎの方法がありますので、ご参考としてください。

＜保険料の一時払＞

ご契約時に、全保険期間の保険料を一時にお支払いいただくお取扱いです。

一時払の保険料は、あらかじめ全保険期間分を1回で払い込むよう計算されていますので、万一途中でご契約が消滅（死亡、解約など）した場合でも、保険料の払戻しはありません。

なお、解約の場合、巻末の解約返戻金額例表に表示の解約返戻金が支払われます。

＜保険料の一括払（月払契約の場合）＞

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお支払いいただきますと、割引があります。

＜保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）＞

将来の保険料を2年以上まとめて前納するお取扱いがあります。

- 保険料前納金は、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料のお支払いにあてられます。
- 前納期間が満了した場合または保険料のお支払いを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を払い戻します。（前納期間中途でのお申出による保険料前納金の残額の払戻しはしません。）

くわしくは、当社の代理店、支社または本社までご相談ください。

12

保険料の払込方法について

大切なご契約を有効に継続していただくために、保険料は払込期月中につぎのいずれかの方法によってお払込みください。

① 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関などで、ご契約者の指定した口座から、保険料が自動的に振替えられます。

くわしくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。

② 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みいただきます。この場合、領収証は個々のご契約者にではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。

くわしくは、「団体扱特約条項Ⅰ」または「団体扱特約条項Ⅱ」をご覧ください。

＜上記以外の方法による一時的お払込み＞

上記2つのいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が、払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ一時的に下記いずれかの方法によりお支払い下さい。

- ・ 振込依頼書をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込み下さい。
受取書は保険料領収証のかわりになりますので大切に保存願います。
- ・ 会社の本社または会社の指定した場所に持参してお払込み下さい。

＜お願い＞

- 万一、払込期月中に払込案内が届かなかった場合などには、お手数でも当社の代理店、支社または本社までご連絡ください。
- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、支社または本社までお申出ください。

（あらたな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社までお払込み願います。）

13

保険料の払込完了の取扱い

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合、保険料が終身払込の場合には、契約日以後10年以上にわたって保険料が払い込まれ有効に継続しているご契約について、所定の一時金をお払込みいただくことにより保険料の払込みを完了するお取扱いがあります（保険料の払込完了の特則）。ただし、つぎのご契約の場合には、このお取扱いはできません。

- 保険料の振替貸付または契約者貸付が行なわれているご契約
（ただし、振替貸付または契約者貸付の元利金を完済後はお取扱いいたします。）
- 保険料の払込みが免除されているご契約
- 延長定期保険または払済保険へ変更したご契約
- 保険料前納中のご契約

（注）特別条件が適用されているご契約についても保険料の払込完了のお取扱いができないことがあります。なお、特別条件については、**7.ご契約のお断りと特別条件**をご覧ください。

14

払込猶予期間とご契約の効力

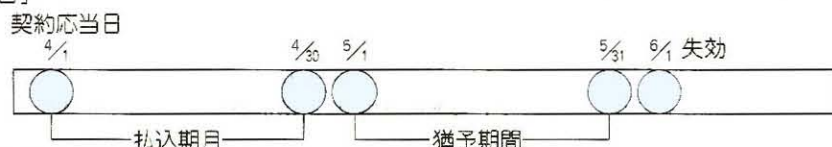
◆保険料の払込猶予期間はつぎのとおりです。

月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
 年払・半年払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(※)

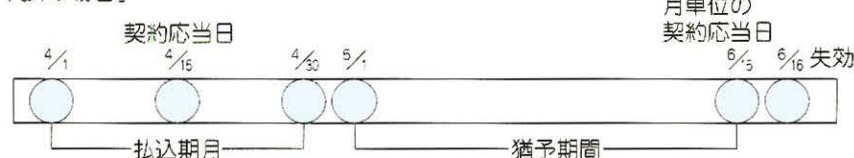
(※) 年払・半年払の場合、払込期月内の契約応当日の翌日から起算して、2 か月経過した時点で猶予期間が満了することになります。

(例)

[月払の場合]



[年払・半年払の場合]



◆猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。(失効)

ただし、猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付(立替)が可能な場合は、あらかじめお申出のないかぎり、自動的に当社が保険料をお立替えしてご契約を有効に継続させます。

くわしくは、後述の16.お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

15

効力を失ったご契約の復活

保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から3年(特別条件が適用されている場合は2年)以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、

- あらためて告知または診査をしていただきます。
(健康状態などによっては復活ができないこともあります。)
- その結果、当社が復活を承諾したときは、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。

<ご注意> 解約返戻金を請求された後は復活のお取扱いをいたしません。

16

お払込みが困難なときの継続方法

保険料払込のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。

＜一時的に保険料のご都合がつかないとき＞

【当社が保険料をお立替え（振替貸付）し継続させる制度】

- お払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返戻金があればその範囲内で当社が自動的に保険料をお立替えします。
- お立替えする場合には、口座振替扱契約または団体扱契約とも個人扱の保険料を基準としてお立替えします。
- 立替利息は当社所定の利率で計算します。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用はつぎのとおりとします。（ただし、利率は年8%をこえることはありません。）

(1) 新たにお立替えを行なうとき

1月見直しの場合は、4月1日から、
7月見直しの場合は、10月1日から
変更後の利率を適用します。

(2) すでにお立替えを行なっているとき

1月見直しの場合は、4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から、
7月見直しの場合は、10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から
変更後の利率を適用します。

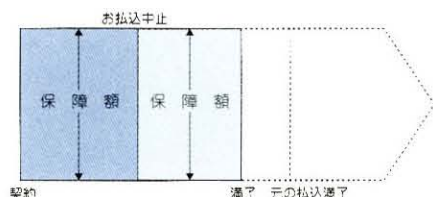
- 上記の立替利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 保険金などをお受取りの場合、立替金は差し引き清算されます。

＜ご注意＞ ご返済がありませんと立替元利金が増えて、ご契約の効力がなくなることがあります。お早めにご返済ください。

＜保険料のお払込みを中止しご契約を有効に続けたいとき＞

【保障重点の延長定期保険に変更する制度】

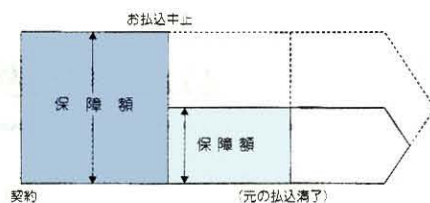
- 保険料払込済の定期保険に変更することにより、万一のときの特定疾病保障および死亡・高度障害保障が継続されます。
保険料のお払込みは以後必要ありません。
- 保険期間は、これまでのお払込期間などによって決まりますが、元のご契約の保険料払込期間満了日（元のご契約の保険料払込期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が80歳をこえるとき、または元のご契約の保険料払込期間が終身のときは、80歳となる契約応当日の前日）をこえる場合は、その日までとし、生存保険を付加します。



特定疾病保障定期保険の場合、延長定期保険への変更のお取扱いはできません。

[保険金額を減らし払済保険に変更する制度]

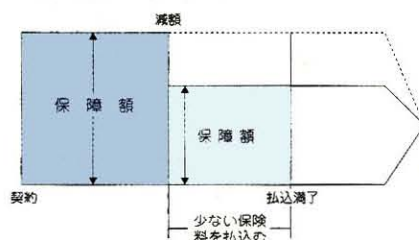
- 保険料払込済の5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険・特定疾病保障定期保険に変更することにより、保険金額は小さくなりますが、万一のときの特定疾病保障および死亡・高度障害保障は継続されます。
保険料のお払込みは以後必要ありません。



<保険料の負担を軽くしたいとき>

[保険金額を減額して払込保険料を少なくする制度]

- 保険金額を減らすことにより払込保険料が少なくなります。

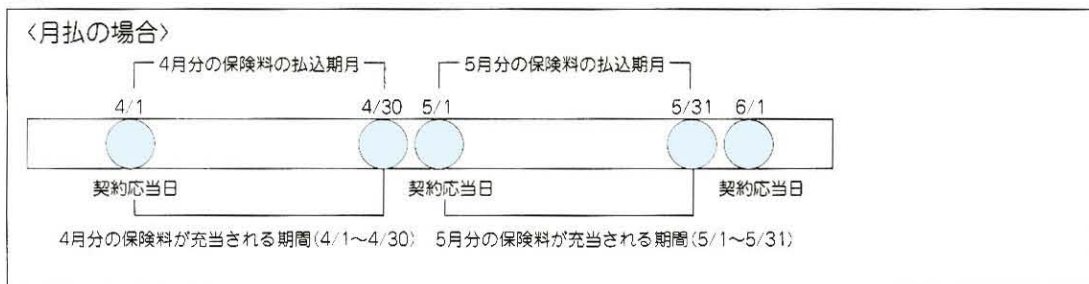


17

保険金など支払いの際の保険料清算

- ◆保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

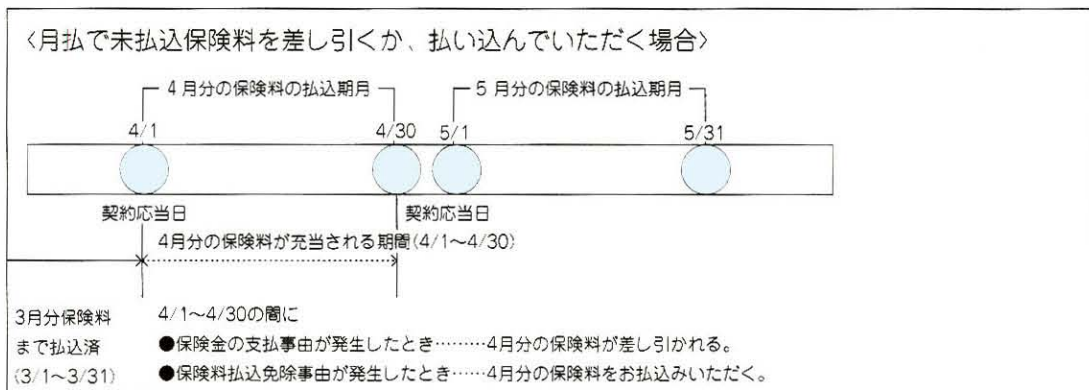
(例)



- ◆したがって、保険金支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱われます。

保険金支払のとき……………未払込保険料が保険金から差し引かれます。
保険料払込免除のとき……………未払込保険料をお払込みいただきます。

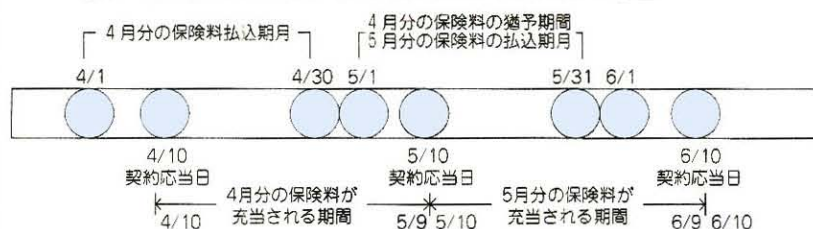
(例)



- ◆なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金から差し引くか、払い込んでいただきます。

(例)

〈2か月分の保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合〉

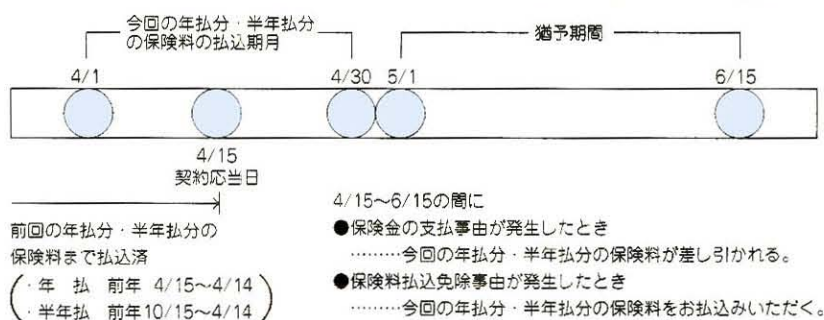


4月分・5月分の保険料が未払込みで5/10～5/31の間に

- 保険金の支払事由が発生したとき
……4月分および5月分の保険料が差し引かれる。
- 保険料払込免除事由が発生したとき
……4月分および5月分の保険料をお払いいただく。

(例)

〈年払・半年払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合〉



前回の年払・半年払の
保険料まで払込済

(・年払 前年 4/15～4/14)
(・半年払 前年 10/15～4/14)

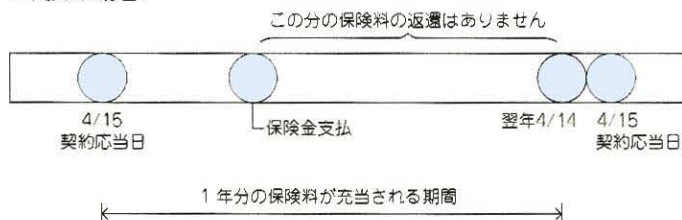
4/15～6/15の間に

- 保険金の支払事由が発生したとき
……今回の年払・半年払の保険料が差し引かれる。
- 保険料払込免除事由が発生したとき
……今回の年払・半年払の保険料をお払いいただく。

- ◆保険金支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれている場合、未経過期間分の返還はありません。

(例)

〈年払の場合〉



18

お金がご入用のときの貸付制度

<契約者貸付制度>

一時的に必要な資金をお貸しする、契約者貸付制度もあります。

(注) 保険金額、払込期間などによりお貸付けできる金額は異なります。特に、ご契約後短期間の場合などはお貸付けできないこともありますのでご了承ください。

● 貸付金額の範囲…… 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合

解約返戻金額の9割（保険料払込済の保険契約は8割）以内で5万円以上

特定疾病保障定期保険の場合

解約返戻金額（貸付を行う日以後3年以内で、最も低額の解約返戻金）の8割以内で5万円以上

● 利息………当社所定の利率で計算します。

この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

● 返済方法………全額返済のほか分割返済も可能です。

● 清算………保険金支払などの場合には貸付元利金が差し引かれ清算されます。

● 上記の貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

<ご注意>

● ご返済がありませんと、貸付金の利息は毎年元金に繰り入れられていきますので貸付元利金が増えすぎていきます。

貸付元利金が増えて、解約返戻金額を超過し、ご契約の効力がなくなることもあります。お早めにご返済ください。

● 貸付金の元利金（保険料の振替貸付があるときはその元利金と合算）が解約返戻金額を超過する場合には、所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みがなかった場合には、保険契約は会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

19

ご契約の解約と解約返戻金

- ◆解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障・資金づくりなどに役立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- ◆あらためてご契約されますと、これまでより保険料が割高になります。

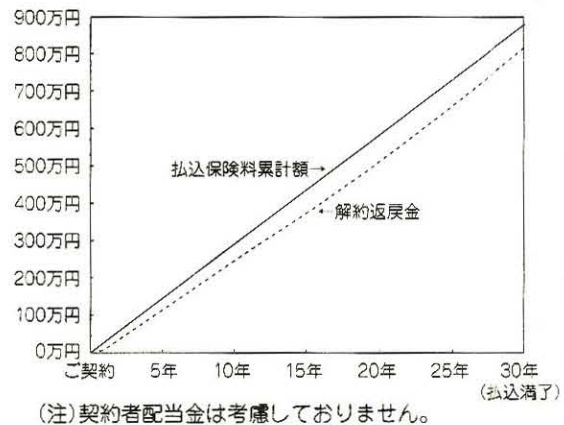
解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないが、あってもごくわずかです。

- ◆生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が解約の際に払い戻されます。

解約返戻金と払込保険料累計額

(ご契約例)

- 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- 30歳契約
- 男性
- 月払(口座振替扱)
- 60歳払込満了
- 保険金額
1,000万円



- ◆解約返戻金の額は、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険・特定疾病保障定期保険の別および年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。
- ◆効力の無くなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

ご継続を迷われた際は、ぜひお気軽にご相談ください。

- お金をご入用のとき……契約者貸付制度があります。
18. お金をご入用のときの貸付制度 をご覧ください。
- お払込みが困難なとき……保険金額の減額、その他の方法があります。
16. お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

20

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約者配当金について

1. 契約者配当金のお支払い

- ◆ 5年ごと利差配当付特定疾病保障保険の場合、契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとにお支払いします。＜5年ごと利差配当＞
 - 当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。
 - この場合、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。
- ＜ご注意＞ 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。
- ◆ 5年ごとの契約者配当金のお支払い前に、ご契約を（契約日から2年経過後）解約もしくは減額された場合、または（契約日から1年経過後）保険金のお支払い等によってご契約が消滅した場合にも契約配当金をお支払いしますが、解約もしくは減額の場合はお支払いする契約者配当金は、保険金のお支払い等の場合に比べ少なくなります。
- ◆ なお、ご契約時から長期間継続したご契約については、特別配当をお支払いしますが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってお支払いできないこともあります。

2. 契約者配当金のお支払方法

- ◆ ご契約が継続している場合は、契約者配当金を当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てていきます。＜5年ごと積立配当金＞
- ◆ 5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。
- ◆ 5年ごと積立配当金額は、毎年お知らせします。

特定疾病保障定期保険の場合、契約者配当金はありません。

21

保険契約者・死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更

<保険契約者の変更>

- ◆ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- ◆保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新保険契約者に引き継がれます。

<死亡保険金受取人の変更>

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （注）死亡保険金支払事由発生後は受取人の変更ができません。

<指定代理請求人の変更>

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

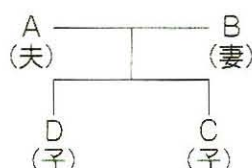
<お願い>

死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに会社にご連絡ください。

- ◆新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◆万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金の支払事由が発生した場合は、つぎのような取扱いとなります。

（例）

（保険契約者・被保険者 Aさん）
（死亡保険金受取人 Bさん）



Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡保険金支払事由の発生）した場合

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

- 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支社または本社までご連絡ください。

<保険金の税法上の取扱い>

- ◆生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- ◆保険契約者または保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを充分ご確認のうえご請求願います。（24.生命保険と税制上の特典 をご覧ください。）

22 住所変更などの場合

- ◆転居、住居表示の変更などによって、ご住所を変更されたときは、ただちに支社または本社までご連絡ください。

ご連絡いただきたい事項

- 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- 保険契約者名
- 新住所と電話番号
- 旧住所

- ◆保険契約者・被保険者・保険金受取人が改姓または改名されたとき、あるいは保険証券を紛失または盗難にあわれたときも、ただちに支社または本社までご連絡ください。

<お願い> 保険証券・領収証は大切に保存してください。

23 保険金の請求訴訟

保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

（ただし、契約日から1年以内に発生した事由に基づく保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを、合意による管轄裁判所とします。）

24 生命保険と税制上の特典

(平成14年4月現在)

<生命保険料控除の特典>

- ◆当年度中（1月から12月まで）にお払込みの保険料については、つぎの割合でその年の所得から控除されますので、それに応じて所得税と住民税が軽減されます。
- ◆年末調整または確定申告のときお忘れなくご申告ください。

[所得税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から 50,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 12,500円
50,001円から 100,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 25,000円
100,001円以上	50,000円

- ◆保険料の金額が1契約につき9,000円をこえるときは、当社が「生命保険料控除証明書」を発行いたします。年末調整または確定申告のときに添付しなければなりませんので、そのときまで大切に保管してください。（団体扱契約の場合は、団体事務責任者の証明ですみますから必要ありません。）

<税法上の取扱い>

死亡保険金の税法上の取扱い

- ◆契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税

<非課税扱いの特典>

◆生命保険金非課税扱いの特典

契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

(相続税法第12条)

◆高度障害保険金および特定疾病保険金の非課税扱いの特典

高度障害保険金および特定疾病保険金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ高度障害保険金および特定疾病保険金の受取人である場合を除きます。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

保険金などのご請求方法

- ◆保険金などの支払事由が生じた場合には、支社または本社までご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

＜ご注意＞ 保険金、解約返戻金、保険料払込免除などのご請求は、お支払いまたは免除の事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

- ◆保険金、契約者貸付などの諸手続に必要な書類は普通保険約款の別表1をご覧ください。ただし、当社は掲載以外の書類の提出を求め、また、掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。

元本欠損が生じる場合

生命保険会社が経営破綻に陥った場合、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 保険金の支払

第1条 保険金の支払	36
第2条 保険金の支払に関する補則	37
第3条 保険金支払方法の選択	37
第4条 保険金の請求、支払時期および支払場所	37

2. 保険料払込の免除

第5条 保険料払込の免除	38
第6条 保険料の払込を免除しない場合	38
第7条 保険料払込免除の請求	38

3. 会社の責任開始期

第8条 会社の責任開始期	38
--------------	----

4. 保険料の払込

第9条 保険料の払込	38
第10条 保険料の払込方法（経路）	38
第11条 保険料の前納または一括払	39

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間および保険契約の失効	39
---------------------	----

6. 保険料の振替貸付

第13条 保険料の振替貸付	39
第14条 保険料の振替貸付の取消	39

7. 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活	39
--------------	----

8. 詐欺による無効

第16条 詐欺による無効	40
--------------	----

9. 告知義務および保険契約の解除

第17条 告知義務	40
第18条 告知義務違反による解除	40
第19条 保険契約を解除できない場合	40
第20条 重大事由による解除	40

10. 解約および解約返戻金

第21条 解約	40
第22条 解約返戻金	40

11. 契約内容の変更

第23条 保険金額の減額	41
第24条 延長定期保険への変更および復旧	41
第25条 払済保険への変更および復旧	41
第26条 保険料払込期間の変更	41

12. 契約者貸付

第27条 契約者貸付	41
------------	----

13. 保険金の受取人

第28条 保険金の受取人の代表者	42
第29条 死亡保険金受取人の指定または変更	42
第30条 指定代理請求人の変更	42

14. 保険契約者

第31条 保険契約者の代表者	42
第32条 保険契約者の変更	42
第33条 保険契約者の住所の変更	42

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第34条 年齢の計算	42
第35条 契約年齢および性別の誤りの処理	42

16. 契約者配当の積立、割当および支払

第36条 契約者配当準備金の積立	42
第37条 契約者配当金の割当	43
第38条 契約者配当金の支払	43

17. 時効

第39条 時効	43
---------	----

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第40条 被保険者の業務、転居および旅行	43
----------------------	----

19. 保険料率の変更

第41条 保険料率の変更	43
--------------	----

20. 管轄裁判所

第42条 管轄裁判所	44
------------	----

21. 保険料の一部一時払の特則

第43条 保険料の一部一時払の特則	44
-------------------	----

22. 保険料の払込完了の特則

第44条 保険料の払込完了の特則	44
------------------	----

別表1 請求書類	45
別表2 対象となる不慮の事故	46
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	46
別表4 対象となる高度障害状態	47
別表5 対象となる身体障害の状態	47

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険普通保険約款

(平成14年1月2日改正)

(この保険の概要)

- この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とする終身保険です。なお、死亡保険金額、特定疾病保険金額および高度障害保険金額は同額です。
 - 死亡保険金**
被保険者が死亡したときに支払います。
 - 特定疾病保険金**
被保険者が特定の疾病により所定の状態になったときに支払います。
 - 高度障害保険金**
被保険者が所定の高度障害状態になったときに支払います。
 - 保険料の払込免除**
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。
- この保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、契約日から5年ごとの応当日が到来したときまたは契約が一定期間継続した後消滅したときに、そのこえた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行います。

1. 保険金の支払

(保険金の支払)

第1条 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	支払額	受取人	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
死亡保険金	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特定疾病保険金	保険金額	被保険者	(1) 被保険者が責任開始期以後、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表3）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他

特定疾病保険金	保険金額	被保険者	の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をきめて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をきめて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
高度障害保険金	保険金額	被保険者	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表4）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4）に該当したときを含みます。

- 前項の特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表3の表2中、基本分類表番号174または175の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始期の

属する日から起算して90日経過後)、被保険者が新たに悪性新生物(別表3)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払います。

(保険金の支払に関する補則)

第2条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

2. 特定疾病保険金が支払われた場合には、保険契約は、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
3. 会社が被保険者の高度障害状態(別表4)を認めて高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
4. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金を支払う前に特定疾病保険金の請求を受け、特定疾病保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。
5. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特定疾病保険金および高度障害保険金の受取人は保険契約者となります。
7. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表4)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
9. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者(第3号の場合には、死亡保険金受取人)に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
10. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
11. 保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は保険金からそれらの元利金を差し引きします。

(保険金支払方法の選択)

第3条 保険契約者(保険金の支払事由発生後はその受取人)は、保険金(特定疾病保険金は除きます。)の一時支払にかえ

て、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、その保険金を請求してください。
3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約(以下「事業保険契約」といいます。)の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金の請求の際、前項に定める書類のほか第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 特定疾病保険金の受取人が特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第30条(指定代理請求人の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を提出して、特定疾病保険金の受取人の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
5. 前項の規定により会社が特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 保険金の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
7. 保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
8. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

2. 保険料払込の免除

(保険料払込の免除)

第5条 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表5)に該当したときは、会社は、つぎに到来する第9条(保険料の払込)第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態(別表5)に該当したときも同様とします。

2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第9条(保険料の払込)に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更および保険料の払込完了に関する規定を適用しません。

(保険料の払込を免除しない場合)

第6条 被保険者がつぎのいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 戦争その他の変乱

2. 前項第6号または第7号の原因によって身体障害の状態(別表5)に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

(保険料払込免除の請求)

第7条 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第4条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第6項および第8項の規定を準用します。

3. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第8条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社所定の領収証をもって第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知

の時)

2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合にはその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。

4. 保険料の払込

(保険料の払込)

第9条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法(回数)にしたがい、次条第1項に定める払込方法(経路)により、つぎに定める期間(以下「払込期」といいます。)内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。

3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の受取人)に払い戻します。

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払保険料を払い込んでください。

6. 前項の場合、未払保険料の払込については第12条(猶予期間および保険契約の失効)の規定を準用します。

7. 保険契約者は、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。

8. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、保険料の払込方法(回数)を年払または半年払に変更します。

(保険料の払込方法(経路))

第10条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 所属団体を通じ払い込む方法(所属団体と会社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。)

2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料

についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。

3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
4. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料の前納または一括払）

- 第11条 保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
 3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
 4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。
 5. 月払契約の場合には、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。
 6. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第12条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
 3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きします。
 4. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保

険料の払込を免除しません。

6. 保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

- 第13条 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）をこえない間、行なわれるものとします。
 3. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとしします。
 4. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率（年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日（年払契約または半年払契約においては、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日の属する月の末日）ごとに元金に繰り入れます。
 5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または契約者貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きします。
 6. 本条の貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
 7. 前項の払込がなかったときは、保険契約は、会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

（保険料の振替貸付の取消）

- 第14条 保険料の振替貸付が行なわれた場合でも、つぎの日までに、保険契約者から保険契約の解約または延長定期保険もしくは払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 月払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

7. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料（復活した時までにすでに保険料期間の到来していた未払込の保険料のこをいいます。以下同じ。）を会社の本店または会社の指定し

- た場所に払い込んでください。また、保険料の振替貸付および契約者貸付の元金金が解約返戻金額をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、延滞保険料に加えて、別に会社の定める金額以上を払い込んでください。
3. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。

8. 詐欺による無効

（詐欺による無効）

第16条 保険契約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第17条 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第18条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第19条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

（1）会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため

知らなかったとき。

- （2）会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1か月を経過したとき。
- （3）責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

（重大事由による解除）

第20条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- （1）保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- （2）保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
- （3）保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
- （4）その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返戻金

（解約）

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

（解約返戻金）

第22条 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

3. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 契約内容の変更

(保険金額の減額)

- 第23条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。
1. 保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
 2. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(延長定期保険への変更および償還)

- 第24条 保険料払込期間中は、保険契約者は、会社の承諾を得て、次回以後の保険料払込を中止し、解約返戻金（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を充当して延長定期保険に変更することができます。この場合、その保険金額は、会社の定めるところにより、もとの保険契約の保険金額（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、もとの保険契約の保険金額からそれらの元利金を差し引いた金額）と同額とします。
1. 延長定期保険期間がもとの保険契約の保険料払込期間満了の日（もとの保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるときまたはもとの保険契約の保険料払込期間が終身のときは、80歳となる契約応当日の前日）をこえるときは、その日までとし、生存保険を付加します。
 2. 延長定期保険に変更した後は、つぎに定めるところによって保険金を支払います。
 - (1) 被保険者が延長定期保険期間中に死亡したときは、第1項の規定によって定められた額の死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、第1条（保険金の支払）に定める死亡保険金の免責事由に該当したときは支払いません。
 - (2) 被保険者が延長定期保険期間中に、第1条（保険金の支払）に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したときは、前号の保険金額と同額の特定疾病保険金を被保険者に支払います。
 - (3) 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病によって延長定期保険期間中に高度障害状態（別表4）になったときは、本項第1号の保険金額と同額の高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、第1条（保険金の支払）に定める高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
 - (4) 被保険者が延長定期保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表4）に該当し、延長定期保険期間の満了時にその回復の見込みがないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、延長定期保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表4）に該当したときは、会社は、延長定期保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表4）に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。
 - (5) 前項の規定により生存保険が付加された場合で、被保険者が延長定期保険期間の満了時に生存しているとき

は、生存保険金を保険契約者に支払います。

4. 第1条（保険金の支払）、第2条（保険金の支払に関する補則）、第3条（保険金支払方法の選択）および第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定は、前項の場合に準用します。
5. 延長定期保険に変更した後は、契約者貸付は行ないません。
6. 延長定期保険期間が1年未満となるときは、本条の変更は取り扱いません。
7. 延長定期保険に変更後3年以内は、保険契約者は、会社の承諾を得て、もとの保険契約に復旧することができます。この場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
8. 延長定期保険への変更または復旧をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
9. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の復旧の場合に準用します。

(払済保険への変更および償還)

- 第25条 保険料払込期間中は、保険契約者は、次回以後の保険料払込を中止し、解約返戻金（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を充当して保険金額を定め、この保険の払済保険に変更することができます。
1. 前項の場合、払済保険の保険金額がもとの保険契約の保険金額をこえるときは、もとの保険契約の保険金額と同額とし、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
 2. 払済保険に変更した後の保険金の支払については、この約款に定めるところによります。
 3. 払済保険の保険金額が会社の定めた金額に満たない場合には、本条の変更は取り扱いません。
 4. 払済保険に変更後3年以内は、保険契約者は、会社の承諾を得て、もとの保険契約に復旧することができます。この場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
 5. 払済保険への変更または復旧をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 6. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、復旧部分について準用します。

(保険料払込期間の変更)

- 第26条 保険契約者は、保険料が払い込まれ有効に継続しているときは、会社の承諾を得て、保険料払込期間を変更することができます。
1. 保険料払込期間を変更するときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 2. 保険料払込期間を変更するときは、責任準備金の差額を授受し、その後の保険料を改めます。
 3. 保険料払込期間を変更した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

12. 契約者貸付

(契約者貸付)

- 第27条 保険契約者は、解約返戻金額の9割（保険料払込済の保険契約については8割とし、また、保険料の振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、

貸付金が5万円に満たない場合には、貸付を取り扱いません。

2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合には、本条の貸付または保険料の振替貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きします。
5. 本条の貸付および保険料の振替貸付の元利金解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
6. 前項の払込がなかったときは、保険契約は、会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

13. 保険金の受取人

（保険金の受取人の代表者）

- 第28条 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

（死亡保険金受取人の指定または変更）

- 第29条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
 4. 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を死亡保険金受取人とします。
 5. 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（指定代理請求人の変更）

- 第30条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定の範囲内の者であることを要します。
2. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

14. 保険契約者

（保険契約者の代表者）

- 第31条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めて

ください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

（保険契約者の変更）

- 第32条 保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

（保険契約者の住所の変更）

- 第33条 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

- 第34条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 第35条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
- （1）契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定めるところにより処理します。
 - （2）契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして会社の定めるところにより処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定めるところにより処理します。

16. 契約者配当の積立、割当および支払

（契約者配当準備金の積立）

- 第36条 会社は、保険期間の初日の属する事業年度末において責任準備金および運用利率に基づく運用益が会社の予定した利率（保険料、保険金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、会社の定める

方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

(契約者配当金の割当)

第37条 会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第4号の規定に該当する保険契約については、第3号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とし、第2号の規定に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

- (1) つぎの事業年度中に契約日の5年ごとの応当日が到来する保険契約。ただし、契約日の5年ごとの応当日が到来する前に保険金額の減額が行なわれる保険契約の減額部分を除きます。
 - (2) つぎの事業年度中に契約日から2年をこえて継続した後、保険金額の減額が行なわれる保険契約。ただし、前号に該当する保険契約で契約日の5年ごとの応当日が到来した後には保険金額の減額が行なわれる保険契約を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に契約日から1年をこえて継続した後、保険金もしくは責任準備金の支払または保険期間の満了により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および前号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
 - (4) つぎの事業年度中に契約日から2年をこえて継続した後、解約または解除により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および第2号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
2. 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

(契約者配当金の支払)

第38条 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの方法で分配します。

- (1) つぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 前号の規定によって支払う契約者配当金は、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。
2. 会社は、前条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、会社の定めるところにより、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うとき

は保険金とともにその保険金の受取人に支払います。

3. 会社は、前条第1項第3号および第4号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
4. 会社は、前3項のほか、第1項に該当した保険契約がその直後の事業年度末までに減額されたときまたは消滅したときに、会社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。
5. 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。
6. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

17. 時効

(時効)

第39条 保険金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約に基づく給付金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、支払事由または保険料払込の免除事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第40条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 保険料率の変更

(保険料率の変更)

第41条 会社は、特定疾病保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの保険の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの保険契約の保険料または保険金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている保険契約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日に解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の保険契約の場合

- (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日に解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日まで、保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

20. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

- 第42条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内に支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日をきめて1年以内に生じた事由にもとづく保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21. 保険料の一部一時払の特則

(保険料の一部一時払の特則)

- 第43条** 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定めるところにより、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合の保険契約はつぎの各号の部分から構成されます。
- (1) 保険料の一部一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払保険部分」といいます。）
 - (2) 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払保険部分」といいます。）
2. 一時払保険部分がある保険契約については、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 第5条（保険料払込の免除）第1項および第2項の規定は、一時払保険部分には適用しません。
 - (2) 第8条（会社の責任開始期）における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
 - (3) 分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (4) 分割払保険部分が失効した場合は、一時払保険部分も失効します。

22. 保険料の払込完了の特則

(保険料の払込完了の特則)

- 第44条** 保険契約が、保険料払込期間が終身の場合で、契約日以後会社所定の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り、保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の保険料の払込にかえて、会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込を完了することができます。この場合、次回以後の保険料の払込は要しません。た

だし、保険料の振替貸付または契約者貸付が行なわれているときは取り扱いません。

2. 前項の取扱は、会社の定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）を完了日とし、完了日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。
3. 前2項の取扱を行なう場合には、保険契約者は、第1項に定める会社所定の金額を完了日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、保険料の払込完了前の保険料の払込方法（回数）に応じて、第12条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を適用します。
4. つぎの各号の場合には、本条の保険料の払込完了はなかったものとします。
- (1) 第1項に定める会社所定の金額が払い込まれないまま完了日以後猶予期間の満了する日までに、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたとき。
 - (2) 第1項に定める会社所定の金額が猶予期間の満了する日までに払い込まれなかったとき。
5. 保険料の払込を完了した保険契約については、つぎの各号の規定は適用しません。
- (1) 第5条（保険料払込の免除）
 - (2) 第9条（保険料の払込）
 - (3) 第10条（保険料の払込方法（経路））
 - (4) 第11条（保険料の前納または一括払）
 - (5) 第12条（猶予期間および保険契約の失効）
 - (6) 第13条（保険料の振替貸付）
 - (7) 第14条（保険料の振替貸付の取消）
 - (8) 第24条（延長定期保険への変更および償還）
 - (9) 第25条（払済保険への変更および償還）
 - (10) 第26条（保険料払込期間の変更）
6. 本条の保険料の払込を完了するときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込免除の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特定疾病保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
5 特定疾病保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書

5 特定疾病保険金の指定代理請求	(5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
------------------	---

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3 契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・延長定期保険への変更および復旧 ・払済保険への変更および復旧 ・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての会社所定の告知書（復旧、延長定期保険への変更および保険料払込期間の延長の場合）
4 保険料の払込完了の特則による払込	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6 死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名称変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名称変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名称変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9 積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(次頁につづく)

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒	E 860～E 869
ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故	E 870～E 876
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの	E 878～E 879
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火傷による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故	E 900～E 909
ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故	E 910～E 915
ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	

16. その他の不慮の事故	E 916～E 928
ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用	E 930～E 949
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入	E 970～E 978
ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 1 典型的な胸痛の病歴 2 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 3 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170~175）のうち、	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410~414）のうち、	
	・急性心筋梗塞	410
3. 脳卒中	脳血管疾患（430~438）のうち、	
	・くも膜下出血	430
	・脳内出血	431
	・脳動脈の狭窄	434

別表4 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表5 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両目の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

備考【別表4、別表5】

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服

を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

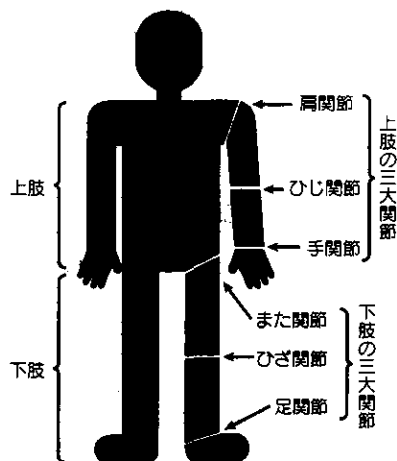
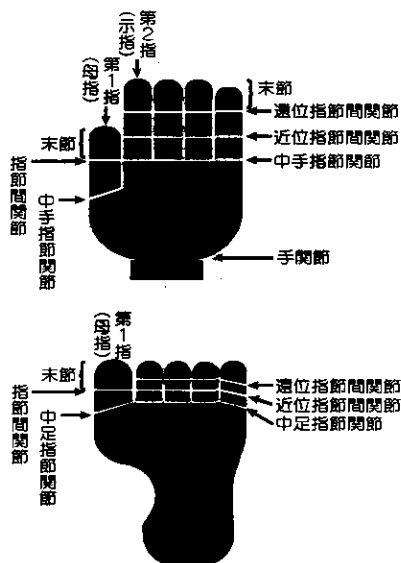
- (1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

- (2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



特定疾病保障定期保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 保険金の支払

第1条 保険金の支払	50
第2条 保険金の支払に関する補則	51
第3条 保険金支払方法の選択	51
第4条 保険金の請求、支払時期および支払場所	51

2. 保険料払込の免除

第5条 保険料払込の免除	52
第6条 保険料の払込を免除しない場合	52
第7条 保険料払込免除の請求	52

3. 会社の責任開始期

第8条 会社の責任開始期	52
--------------	----

4. 保険料の払込

第9条 保険料の払込	52
第10条 保険料の払込方法（経路）	53
第11条 保険料の前納または一括払	53

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間および保険契約の失効	53
---------------------	----

6. 保険料の振替貸付

第13条 保険料の振替貸付	53
第14条 保険料の振替貸付の取消	53

7. 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活	54
--------------	----

8. 詐欺による無効

第16条 詐欺による無効	54
--------------	----

9. 告知義務および保険契約の解除

第17条 告知義務	54
第18条 告知義務違反による解除	54
第19条 保険契約を解除できない場合	54
第20条 重大事由による解除	54

10. 解約および解約返戻金

第21条 解約	54
第22条 解約返戻金	55

11. 契約内容の変更

第23条 保険金額の減額	55
第24条 払済保険への変更および復旧	55
第25条 保険期間または保険料払込期間の変更	55

12. 契約者貸付

第26条 契約者貸付	55
------------	----

13. 保険金の受取人

第27条 保険金の受取人の代表者	55
第28条 死亡保険金受取人の指定または変更	55
第29条 指定代理請求人の変更	55

14. 保険契約者

第30条 保険契約者の代表者	56
第31条 保険契約者の変更	56
第32条 保険契約者の住所の変更	56

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第33条 年齢の計算	56
第34条 契約年齢および性別の誤りの処理	56

16. 契約者配当

第35条 契約者配当	56
------------	----

17. 時効

第36条 時効	56
---------	----

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第37条 被保険者の業務、転居および旅行	56
----------------------	----

19. 保険契約の更新

第38条 保険契約の更新	56
--------------	----

20. 保険料率の変更

第39条 保険料率の変更	57
--------------	----

21. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所	57
------------	----

22. 保険料の一部一時払の特則

第41条 保険料の一部一時払の特則	57
-------------------	----

23. 他の保険への加入に関する特則

第42条 他の保険への加入に関する特則	58
---------------------	----

別表1 請求書類	59
----------	----

別表2 対象となる不慮の事故	60
----------------	----

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	60
---------------------------	----

別表4 対象となる高度障害状態	61
-----------------	----

別表5 対象となる身体障害の状態	61
------------------	----

特定疾病保障定期保険普通保険約款

(平成14年1月2日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額、特定疾病保険金額および高度障害保険金額は同額です。

- (1) 死亡保険金
被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 特定疾病保険金
被保険者が保険期間中に特定の疾病により所定の状態になったときに支払います。
- (3) 高度障害保険金
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
- (4) 保険料の払込免除
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

1. 保険金の支払

(保険金の支払)

第1条 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	支払額	受取人	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行なわれた後の復旧部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特定疾病保険金	保険金額	被保険者	(1) 被保険者が責任開始期以後、保険期間中に、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物（別表3）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下	

特定疾病保険金	保険金額	被保険者	「診断確定」といいます。）されたととき (2) 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をきめて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたととき (イ) 脳卒中（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をきめて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
高度障害保険金	保険金額	被保険者	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表4）に該当したとき、この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4）に該当したときをいいます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

2. 前項の特定疾病保険金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表3の表2中、基本分類表番号174または175の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物については責任開始期の属

する日から起算して90日経過後)、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物(別表3)に罹患し、医師により診断確定されたときは、特定疾病保険金を支払います。

(保険金の支払に関する補則)

第2条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

2. 被保険者が保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態(別表4)に該当し、保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態(別表4)に該当したときは、会社は、保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態(別表4)に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。ただし、この保険契約が更新される場合を除きます。
3. 特定疾病保険金が支払われた場合には、保険契約は、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
4. 会社が被保険者の高度障害状態(別表4)を認めて高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
5. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金を支払う前に特定疾病保険金の請求を受け、特定疾病保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。
6. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特定疾病保険金および高度障害保険金の受取人は保険契約者としてします。
8. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
9. この保険契約の保険期間の満了日からその日を定めて60日以内に、被保険者が前条に定める特定疾病保険金の支払事由の(2)に該当した場合には、この保険契約の有効中に該当したものとみなして前条の規定を適用します。
10. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表4)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
11. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者(第3号の場合には、死亡保険金受取人)に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に被保険者が自殺したとき。

(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

12. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
13. 保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、保険金からそれらの元利金を差し引きします。

(保険金支払方法の選択)

第3条 保険契約者(保険金の支払事由発生後はその受取人)は、保険金(特定疾病保険金は除きます。)の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその

保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、その保険金を請求してください。
3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約(以下「事業保険契約」といいます。)の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 特定疾病保険金の受取人が特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第29条(指定代理請求人の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を提出して、特定疾病保険金の受取人の代理人として特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
5. 前項の規定により会社が特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 保険金の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、

事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

7. 保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
8. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

2. 保険料払込の免除

(保険料払込の免除)

- 第5条 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表5）に該当したときは、会社は、つぎに到来する第9条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態（別表5）に該当したときも同様とします。
2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第9条（保険料の払込）に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
 3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。

(保険料の払込を免除しない場合)

- 第6条 被保険者がつぎのいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争その他の変乱
2. 前項第6号または第7号の原因によって身体障害の状態（別表5）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

(保険料払込免除の請求)

- 第7条 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
 3. 保険料払込の免除の請求については、第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第6項および第8項の規定を準用します。

3. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第8条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社所定の領収証をもって第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合にはその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。

4. 保険料の払込

(保険料の払込)

第9条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、次条第1項に定める払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払保険料を払い込んでください。
6. 前項の場合、未払保険料の払込については第12条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
7. 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
8. 月払の保険契約が保険金額の満額等によって会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

(保険料の払込方法(経路))

第10条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定が締結されている場合に限り、)
2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。
4. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納または一括払)

第11条 保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。
5. 月払契約の場合には、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。
6. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効**(猶予期間および保険契約の失効)**

第12条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が

2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

2. 猶予期間内に保険料が払い込まないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払保険料を保険金から差し引きします。
4. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払保険料を払い込んでください。この未払保険料が払い込まない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の振替貸付**(保険料の振替貸付)**

第13条 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する金額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

2. 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金額(その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。)をこえない間、行なわれるものとします。
3. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
4. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率(年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。)で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日(年払契約または半年払契約においては、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日の属する月の末日)ごとに元金に繰り入れます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または契約者貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きします。
6. 本条の貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
7. 前項の払込がなかったときは、保険契約は、会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

(保険料の振替貸付の取消)

第14条 保険料の振替貸付が行なわれた場合でも、つぎの日までに、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 月払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

7. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料（復活した時までにすでに保険料期間の到来していた未払込の保険料のことをいいます。以下同じ。）を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。また、保険料の振替貸付および契約者貸付の元金金が解約返戻金額をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、延滞保険料に加えて、別に会社の定める金額以上を払い込んでください。
3. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。

8. 詐欺による無効

(詐欺による無効)

第16条 保険契約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約（復旧の場合には復旧部分）を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第17条 会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第18条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧部分をいいます。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な

理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第19条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- (2) 会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日をきめて1か月を経過したとき。
- (3) 責任開始期の属する日からその日をきめて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

(重大事由による解除)

第20条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
- (3) 保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
- (4) その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返戻金

(解約)

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

(解約返戻金)

第22条 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 契約内容の変更

(保険金額の減額)

第23条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
4. 保険金額を減額したときは、その後の保険料を改めます。
5. 保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(払済保険への変更および復旧)

第24条 保険料払込期間中は、保険契約者は、次回以後の保険料払込を中止し、解約返戻金（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）を充当して保険金額を定め、この保険の払済保険に変更することができます。

2. 前項の場合、払済保険の保険金額がもとの保険契約の保険金額をこえるときは、もとの保険契約の保険金額と同額とし、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
3. 払済保険の保険期間はもとの保険契約の残存保険期間と同一とします。
4. 払済保険に変更した後の保険金の支払については、この約款に定めるところによります。
5. 払済保険の保険金額が会社の定めた金額に満たない場合には、本条の変更は取り扱いません。
6. 払済保険に変更後3年以内は、保険契約者は、会社の承諾を得て、もとの保険契約に復旧することができます。この場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
7. 払済保険への変更または復旧をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
8. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、復旧部分について準用します。

(保険期間または保険料払込期間の変更)

第25条 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。

2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、責任準備金の差額を授受し、その後の保険料を改めます。
4. 保険期間または保険料払込期間を変更した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の

返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

12. 契約者貸付

(契約者貸付)

第26条 保険契約者は、解約返戻金額（貸付を行なう日以後3年以内で、その保険料の払込があったものとして計算した最も低額の解約返戻金額とします。）の8割（保険料の振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きします。）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が5万円に満たない場合には、貸付を取り扱いません。

2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の振替貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きします。
5. 本条の貸付および保険料の振替貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
6. 前項の払込がなかったときは、保険契約は会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

13. 保険金の受取人

(保険金の受取人の代表者)

第27条 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(死亡保険金受取人の指定または変更)

第28条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を死亡保険金受取人とします。
5. 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(指定代理請求人の変更)

第29条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定の範囲内の者であることを

要します。

2. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

14. 保険契約者

（保険契約者の代表者）

第30条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明なときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯としません。

（保険契約者の変更）

第31条 保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

（保険契約者の住所の変更）

第32条 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第33条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定めるところにより処理します。
- (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして会社の定めるところにより処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあ

った場合には、会社の定めるところにより処理します。

16. 契約者配当

（契約者配当）

第35条 この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 時効

（時効）

第36条 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、支払事由または保険料払込の免除事由が生じた日の翌日からその日を遡って3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第37条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第38条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合は更新できません。

- (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
- (2) 保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
- (3) 保険料払込期間が保険期間より短いとき。
- (4) 払済保険へ変更されているとき。

3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後の保険契約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、保険契約の更新は取り扱いません。

4. 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

5. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第9条（保険料の払込）第1項から第5項まで、第7項および第8項ならびに第12条（猶予期間および保険契約の失効）第1項、第3項および第4項の規定を準用します。

6. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

7. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に

通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - (2) 第1条（保険金の支払）、第5条（保険料払込の免除）および第19条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとし、
 - (3) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
8. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の保険契約により更新されることがあります。

20. 保険料率の変更

（保険料率の変更）

- 第39条 会社は、特定疾病保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料率を変更することがあります。
2. 本条の規定によりこの保険の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの保険契約の保険料または保険金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
- (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている保険契約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日に解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の保険契約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、保険金額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日に解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日までに、保険料の払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

21. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

- 第40条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にある支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁

判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて1年以内に生じた事由にもとづく保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 保険料の一部一時払の特則

（保険料の一部一時払の特則）

- 第41条 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定めるところにより、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合の保険契約はつぎの各号の部分から構成されます。
- (1) 保険料の一部一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払保険部分」といいます。）
 - (2) 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払保険部分」といいます。）
2. 一時払保険部分がある保険契約については、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 第5条（保険料払込の免除）第1項および第2項の規定は、一時払保険部分には適用しません。
 - (2) 第8条（会社の責任開始期）における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
 - (3) 分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (4) 分割払保険部分が失効した場合には、一時払保険部分も失効します。
3. 一時払保険部分がある保険契約については、保険契約の全部の保険料の払込方法（回数）が分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とみなして、第38条（保険契約の更新）の規定を適用します。ただし、保険契約の更新の際に、保険契約者から申出があった場合には、更新後の保険契約の一部について、会社の承諾を得て、第1項の規定を適用します。
4. 一時払保険部分がある保険契約について、第5条（保険料払込の免除）第1項の規定が適用されている場合、保険契約を更新するときは、前項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の分割払保険部分の保険金額と同額とします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者が、保険契約の保険期間満了の日までに更新前の保険契約の一時払保険部分に対応する保険金額について、更新の請求を行なったときは、保険契約の一時払保険部分の更新も取り扱います。
 - (3) 前号の場合、第38条（保険契約の更新）第2項から第4項まで、第7項および第8項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 更新後の保険契約の一時払保険部分の保険金額は更新前の保険契約の一時払保険部分の保険金額を限度とします。
 - (イ) 更新後の保険契約の一時払保険部分に対応する保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条

(猶予期間および保険契約の失効) 第2項の規定を準用します。

(ウ) 更新後の保険契約の一時払保険部分に対応する保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに保険金の支払事由が生じたときは、第9条(保険料の払込)第4項および第12条第3項の規定を準用します。

(エ) 更新後の保険契約については、本特則に定めるところによります。

23. 他の保険への加入に関する特則

(他の保険への加入に関する特則)

第42条 この保険の被保険者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。

2. 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取り扱います。

(1) この保険の消滅時に2年をこえて継続してこの保険の被保険者であったこと。

(2) 個人保険契約の保険金額は、会社の定める保険金額以下であること。

別表1 請求書類

(1) 保険金、保険料の払込免除の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特定疾病保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
5 特定疾病保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書

5 特定疾病保険金の指定代理請求	(5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3 契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・払済保険への変更および復旧 ・保険期間または保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての会社所定の告知書（復旧および保険期間または保険料払込期間の延長の場合）
4 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5 死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名称変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名称変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名称変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政官庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E850～E858
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒	E860～E869
ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故	E870～E876
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの	E878～E879
ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火傷による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故	E900～E909
ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故	E910～E915
ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故	E916～E928
ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	

17. 医薬品および生物学的製剤の治療上による有害作用	E930～E949
ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入	E970～E978
ただし、「処刑（E978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、昭和53年12月15日行政官庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 1 典型的な胸痛の病歴 2 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 3 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱産症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および膵臓の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170~175）のうち、	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410~414）のうち、	
	・急性心筋梗塞	410
3. 脳卒中	脳血管疾患（430~438）のうち、	
	・くも膜下出血	430
	・脳内出血	431
	・脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表5 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

備考【別表4、別表5】

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工関節もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服

を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全伸直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

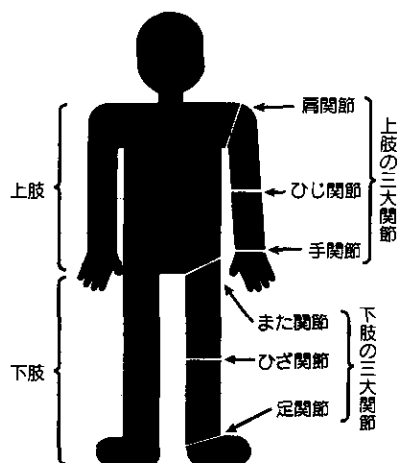
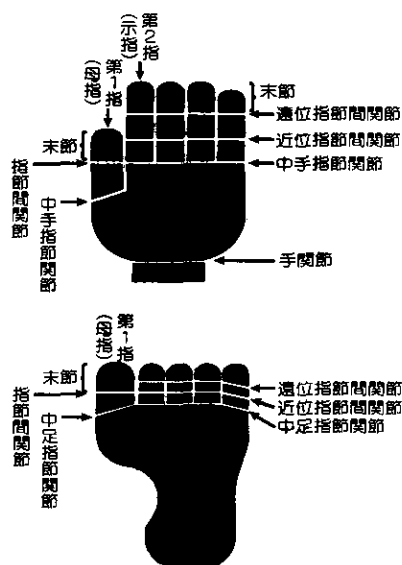
- (1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

- (2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



リビング・ニーズ特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特定状態保険金の支払	63
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則	63
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所	64
第4条	特定状態保険金を支払わない場合	64
第5条	特約の締結	64
第6条	特約の責任開始期	64
第7条	特約保険料	64
第8条	特約の失効	64
第9条	特約の復活	64
第10条	告知義務および告知義務違反による解除	64
第11条	重大事由による解除	64
第12条	特約の解約	64
第13条	特約の解約返戻金	64
第14条	特約の消滅とみなす場合	64
第15条	特約の償還	65
第16条	指定代理請求人の変更	65
第17条	主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱	65
第18条	管轄裁判所	65
第19条	主約款の規定の準用	65
第20条	主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則	65
第21条	主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病	

	保障定期保険特約が付加されている場合の特則	65
第22条	主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則	65
第23条	主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則	66
第24条	主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則	66
第25条	主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則	66
第26条	主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則	67
第27条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱	67
第28条	定期保険、優良体定期保険、遡増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	67
第29条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	67
第30条	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則	68
第31条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	68
別表1	請求書類	69

リビング・ニーズ特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

(特定状態保険金の支払)

- 第1条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が会社の本店に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。
2. 特定状態保険金の金額は、主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額とします。

ます。

(特定状態保険金の支払に関する補則)

- 第2条 特定状態保険金の受取人は、被保険者となります。
2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前項の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者となります。
3. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
4. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。
5. 前項の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
6. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、会社は、特定状態

保険金の請求はなかったものとして取り扱います。

7. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。
8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)

第3条 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求(第1条(特定状態保険金の支払)第2項の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同じ。)する場合には、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

2. 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条(指定代理請求人の変更)の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。

(1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の規定により会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

4. 特定状態保険金の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

5. 特定状態保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。

6. 保険契約者、被保険者または特定状態保険金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特定状態保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

(特定状態保険金を支払わない場合)

第4条 被保険者がつぎのいずれかによって第1条(特定状態保険金の支払)第1項の規定に該当した場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、第2号の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 指定代理請求人の故意
- (3) 戦争その他の変乱

(特約の締結)

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

(特約保険料)

第7条 この特約に対する保険料はありません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第10条 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

2. 前項の場合、主契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第11条 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。

2. 前項の場合、主契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の解約返戻金)

第13条 この特約に対する解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき。

(特約の復旧)

第15条 延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、前条第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

(指定代理請求人の変更)

第16条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第2項の規定の範囲内の者であることを要します。

2. 前項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱)

第17条 特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

(管轄裁判所)

第18条 この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

第20条 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

第21条 主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険

金の請求日における主契約、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。
- (4) 平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合および優良体平準定期保険特約条項の規定により優良体平準定期保険特約が平準定期保険特約に自動変更される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一であることを要します。
 - (イ) この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。
 - (ウ) 特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

(主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則)

第22条 主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に遡減定期保険特約および優良体遡減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、遡減定期保険特約および優良体遡減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における保険金額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額ならびに特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における遡減定期保険特約および優良体遡減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。

(ア) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

(イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

(ウ) 前(イ)の場合、遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約の特約基本保険金額は、遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

(4) 遡増定期保険特約および優良体遡増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（遡増定期保険特約条項の規定により遡増定期保険特約が更新される場合および優良体遡増定期保険特約条項の規定により遡増定期保険特約に自動変更される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

(5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が遡増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条第5号の規定を適用します。

（主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）

第23条 主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に遡増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、遡増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。

(2) 第1項第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における遡増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。

(ア) 特定状態保険金の請求日における遡増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、遡増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

(イ) 特定状態保険金の請求日における遡増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、遡増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額部分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

(ウ) 前(イ)の場合、遡増定期保険特約の特約基本保険金額は、遡増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額を差し引いた金額に改められます。

(4) 遡増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（遡増定期保険特約条項の規定により遡増定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

(5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が遡増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第5号の規定を適用します。

（主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則）

第24条 主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約および優良体収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約および優良体収入保障特約の責任準備金を払い戻します。

(2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第22条（主契約に遡増定期保険特約または優良体遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第23条（主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。）または遡増定期保険特約、優良体遡増定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

（主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則）

第25条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

(2) 第2条第4項、第5項、第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保

険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号、第22条(主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号および第23条(主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号の規定により主契約の保険金額(主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。)または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)

第26条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則) 第3項の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第21条(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号、第22条(主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号および第23条(主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号の規定により主契約の保険金額(主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。)または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱)

第27条 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則) 第3項の規定により主契約が消滅したときまたは第2条第4項、第5項、第21条(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号、第22条(主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号および第23条(主契約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 第3号の規定により主契約の保険金額(主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。以下本条において同じ。)または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金または療養給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱の規定を準用します。
- (2) 入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡

保険金等のある会社所定の特約については、主契約の保険金額または遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約もしくは遡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

(定期保険、優良体定期保険、遡増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を定期保険、優良体定期保険、遡増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払) 第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合および優良体定期保険普通保険約款の規定により優良体定期保険が定期保険に自動変更される場合を除きます。)」と読み替えます。

2. 前項のほか、この特約を遡増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払) 第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則) 第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (ウ) 前(イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条(特約の消滅とみなす場合) 第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

- (1) この特約と主契約の指定代理請求人は同一人であることを要します。
- (2) この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合も含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。
- (3) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を兼ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (4) 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第31条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約、遡増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の付加を要します。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、遡減定期保険特約条項、優良体遡減定期保険特約条項、遡増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。
- (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、遡減定期保険特約、優良体遡減定期保険特約、遡増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。
- (5) 第21条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第22条（主契約に遡減定期保険特約または優良体遡減定期保険特約が付加されている場合の特則）および第23条（主契

約に遡増定期保険特約が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

別表1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 特定状態保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 特定状態保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

特別条件付保険特約条項

(平成13年4月2日改正)

(特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。

- (1) 主契約の締結の際に適用する場合
主契約の契約日
- (2) 主契約の復活の際に適用する場合
復活の際の責任開始期の属する日
- (3) 主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際に適用する場合
付加する特約の責任開始期の属する日

(特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

(ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、特定の疾病により所定の状態に該当したまたは高度障害状態になったときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額に、適用日から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、支払うべき保険金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額に、つぎの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

保険金の支払事由に 該当した時までの 経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

(イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。以下同じ。）により、死亡した

は高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

(2) 給付金削減支払法

適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号(ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、災害または特定感染症による場合は、この限りではありません。

(3) 特別保険料額収法

(ア) 主契約または主特約の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。

(イ) 主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。

(ウ) 特別保険料に対する解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(4) 特定部位不担保法

適用日から起算して会社が定める不担保期間内に、別表に定める身体部位のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した部位に生じた疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、給付金を支払いません。ただし、特定感染症による場合は、この限りではありません。また、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

2. 保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第1号の規定を準用します。

(復活の制限)

第3条 この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内に限りします。

(主約款および特約条項の規定の適用除外)

第4条 この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱いは行ないません。ただし、保険金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後はこの限りではありません。

- (1) 延長定期保険への変更
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険期間の変更
- (4) 保険料払込期間の変更
- (5) 保険料の払込完了の特則の適用
- (6) 保険契約の更新

2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つ

ぎの各号の取扱は行ないません。

- (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法もしくは特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法もしくは特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特別の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (4) 特別条件を適用した主特約の更新および償却。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位不担保法のときはこの限りではありません。

(医療保険に付加した場合の特則)

第5条 この特約を医療保険に付加した場合には、第3条（復活の制限）中「2年以内」とあるのは「会社所定の期間内（1年以内で定めます。）」と読み替えます。

別表 特定部位不担保法により不担保とする部位

身 体 部 位 の 名 称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精囊
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）

保険料口座振替特約条項

(平成13年7月2日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）の場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること。

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該金融機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払または保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。

4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

(1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。また、会社の定めた日が提携金融機関の休業日に

該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(随変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約が消滅または失効したとき

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

第9条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成13年7月2日改正）

（特約の適用）

- 第1条** この特約は、会社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもち、かつ、その口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
2. 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を以下「指定口座」といいます。

（責任開始期の特則）

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次条第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

（保険料の払込）

- 第3条** この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。また、団体等の定めた日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を振り替えることによって、払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合には、保険料の振替がなかったものとします。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 第4条** 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、団体等が定めるつぎのいずれかの方法により第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2号による場合、その取扱をするのは契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- （1）会社の本店または会社の指定した場所に払い込む方法。
この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定は適用しません。
- （2）第1回保険料の口座振替が不能となった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定にかかわらず、振り替えられた日を会社の責任開始期とします。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、その保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 前項の保険料については、団体等の定めにより、つぎのとおり取り扱うことがあります。
- （1）月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- （2）年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

（特約の失効）

- 第5条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- （1）保険契約者が指定口座を解約したとき
- （2）団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

（主約款および特約の規定の準用）

- 第6条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款および団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

- 第7条** この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 I

(平成13年7月2日改正)

(取扱の範囲)

- 第1条** 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。
- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

- 第2条** 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

- 第3条** この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき
 - (ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき
 - (エ) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
 - (2) 団体が前号(ア)から(エ)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または

被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもならないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します

(保険料の払込)

- 第4条** 第1回保険料は、団体を經由して払い込むことができます。
2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
 3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
 4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

- 第5条** 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

- 第6条** 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約およびがん保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

- 第7条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもならないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、

保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき

- (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 II

(平成13年7月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。

3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社と定めるとこ

ろにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約およびがん保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

集団扱特約条項

(平成13年7月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 宮公庁、会社、組合、工場、連合会、同業団体その他の団体であって、保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）の所属員またはその同居の親族もしくは使用人を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする定期保険契約、優良体定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、通増定期保険契約、医療保険契約またはがん保険契約（以下「保険契約」といいます。）については、つぎの条件を満たす限り、普通保険約款のほかこの特約を適用して、集団扱をします。

- (1) 集団の所属員である保険契約者の数が10名以上あるとき
 - (2) 集団またはその代表者が保険契約者であって、被保険者の数が10名以上あるとき
 - (3) その集団に第1号の保険契約者の数と第2号の被保険者の数が名寄せ合算して10名以上あるとき
2. 集団扱を行なう場合には、会社は、集団代表者と集団扱協定を締結します。

(契約日の特則)

第2条 集団扱を行なう保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、集団扱保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料の払込方法は集団を通じて同一であることを要します。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中払込期月に集団代表者を經由して払い込んでください。
3. 前項の保険料は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 保険料が払い込まれた場合には、会社は集団代表者に対する一括領収証をもって個々の保険契約に対する領収証にかえます。
5. 保険料の払込方法が月払の場合には、第2回以後の保険

料の払込については、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

(保険料の前納または一括払)

第5条 この特約を付加した保険契約については保険料の前納または一括払は取り扱いません。

(一括保険証券)

第6条 会社は、個々の保険証券にかえて集団またはその代表者に一括保険証券を発行することがあります。

(保険契約の復活)

第7条 この特約を付加した保険契約が失効した場合には、復活することができる期間は、普通保険約款に定める保険契約の復活の規定にかかわらず、保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内とします。

(保険期間の変更)

第8条 この特約を付加した保険契約については保険期間の変更は取り扱いません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者は、この特約だけを解約することはできません。

(特約の消滅)

第10条 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者がその所属集団から脱退したとき
- (2) 集団扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項第1号から第3号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもならないとき
- (3) 会社と集団代表者との間に締結された集団扱協定が解除されたとき

2. 前項の規定によってこの特約が消滅したときは、個人扱の取扱に変更し、保険料率を将来に向けて更正します。この場合、この特約消滅後の保険期間は、この特約消滅前の保険期間と同一とします。ただし、個人扱の取扱への変更が、会社の定める範囲をこえる場合には、変更の取扱はしません。この場合、保険契約は最終の保険料払込に対応する保険料期間満了の日をもって消滅するものとします。

3. 前項に規定する個人扱の取扱への変更後の保険期間満了の日が、会社の定める範囲をこえる場合には、同一の保険期間への変更は行なわず、短期の保険期間とする個人扱の取扱に変更します。この場合、会社の定めた方法で計算した差額金を受領します。

4. 前2項に規定する個人扱の取扱への変更の場合、この特約消滅後の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払でその保険年度の保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

5. 前項の未払込分の保険料の払込については、普通保険約款に定める猶予期間および保険契約の失効の規定を準用し

ます。

（この特約を付加した定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、
増額定期保険契約、医療保険契約またはがん保険契約の更新）

第11条 この特約を付加した保険契約が更新される場合には、普通保険約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ただし、保険期間を変更して更新する取扱はしません。

（この特約を付加した優良体定期保険契約の自動変更）

第12条 この特約を付加した保険契約が自動変更される場合には、普通保険約款に定める保険契約の自動変更の規定を準用します。ただし、保険期間を変更して自動変更する取扱はしません。

（がん保険に付加した場合の特則）

第13条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

MEMO

保険会社からのお願い

- ◆転居および町名変更の場合には、お手数でも支社または本社にすぐお知らせください。
- ◆名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、支社または本社にすぐお知らせください。
- ◆ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ◆あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券および領収証は大切に保存してください。
- ◆保険契約についてのお問合せやご相談は、支社または本社の「保険相談窓口」にお申出ください。

店 舗 一 覧

生命保険に関するご相談は下記へお問い合わせください。

お客さまサービスセンター TEL 06-6261-0668 ☎ 0120-211901

所在地等			電話番号
富士生命 本社	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17 (商工中金船場ビル)	TEL 06-6261-0107
北海道支社	〒060-0061	札幌市中央区南1条西6-20-1 (富士火災札幌ビル)	TEL 011-231-6631
東北支社	〒980-0081	仙台市青葉区一番町8-3 (富士火災仙台ビル)	TEL 022-221-2521
首都圏支社	〒136-0071	東京都江東区亀戸6-58-15 (富士火災城東ビル)	TEL 03-3684-0311
東海・北陸支社	〒460-0008	名古屋市中区栄5-27-12 (富士火災名古屋ビル)	TEL 052-261-6681
関西支社	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17 (商工中金船場ビル)	TEL 06-6261-0427
中国支社	〒730-0011	広島市中区基町12-6 (富士火災広島ビル)	TEL 082-223-5061
四国支社	〒760-0026	高松市磨屋町8-1 (富士火災高松ビル)	TEL 087-823-2112
九州支社	〒810-0041	福岡市中央区大名2-4-35 (富士火災福岡ビル)	TEL 092-771-5916

説明事項ご確認のお願い



5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険・特定疾病保障定期保険

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）について……………1
- 保険金などをお支払いできない場合について……………15
- 健康状態・職業などの告知義務について……………16
- 保険会社の責任開始期について……………18
- 保険料の払込方法について……………20
- 保険料の払込猶予期間とご契約の効力について……………22
- 保険契約の復活について……………22
- 解約と解約返戻金について……………28

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など代理店の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。



本 社 〒542-0081 大阪府中央区南船場1-18-17 電話 (06) 6261-0107
(商工中金船場ビル)

生命保険に関するご相談は下記へお問い合わせください。

お客さまサービスセンター TEL 06-6261-0668 ☎ 0120-211901

取扱者